

社会福祉法人加須市社会福祉協議会会長の報酬に関する規程

〔平成23年3月30日
規程第5号〕

沿革 平成25年7月1日告示第4号

令和4年11月16日規程第19号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人加須市社会福祉協議会定款第25条の規定に基づき、会長の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 会長に報酬を支給する。ただし、常勤の行政機関職員が会長の職を兼ねるときは、報酬を支給しない。

2 会長の報酬額は、月 35,000 円とする。

(支給日)

第3条 報酬の支給日は、一般職員の例による。

(支給計算)

第4条 報酬は、新たに就任した日から支給し、任期満了による退任又は死亡等によってその職を失った場合には、失職の日の属する月まで支給する。

2 前項の規定による就任又は失職の日の属する月の報酬額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。